

荒尾市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

保護者が労働等のため昼間家庭にいない小学生について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的に設置した荒尾市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営業務について、より効率的及び効果的にその目的を達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者による業務委託することで、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、その事業を委託する事業者を選定するために必要な事項を本実施要領に定め、公募型プロポーザル方式を実施する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

荒尾市放課後児童クラブ運営業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

履行期間のうち契約締結の日から令和5年3月31日までを業務実施準備期間とし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までを運営期間とする。

(5) 見積限度額

総額108,336,600円（非課税）以内とし、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和5年度 36,112,200円

令和6年度 36,112,200円

令和7年度 36,112,200円

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

る。

なお、荒尾市プロポーザル方式事業者選定実施要綱（平成24年告示第128号。以下「要綱」という。）第5条第1項第2号に掲げる参加資格要件である入札参加資格者名簿の登録の有無については、広く提案を求める必要があることから、要綱第5条第2項の規定により適用しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）第2条の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定による排除措置等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 日本国内に営業所等を有し、緊急時又は平時を問わず、迅速に対応ができること。
- (8) 平成29年度から令和3年度までの過去5年間の業務実績のうち、次のいずれかの施設に係る管理運営実績を有していること。
 - ・放課後児童健全育成事業所
 - ・認可保育所
 - ・認定こども園
 - ・幼稚園
 - ・放課後等デイサービス
 - ・児童館
 - ・上記のいずれかの施設に類する施設であり、市長が適当と認めるもの

4 事業者選定の流れ

(1) 評価委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、荒尾市放課後児童クラブ運営業務委託事業者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者がおおむね4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位おおむね4者について二次審査（プ

プレゼンテーション審査)を行う。

なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(3) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。

なお、このスケジュールは、参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和4年9月14日（水）
2	現地見学会	令和4年9月24日（土）
3	参加表明書（要綱様式第1号）等の受付	令和4年9月14日（水）から 令和4年9月30日（金）まで
4	提示資料に関する質疑の受付	令和4年9月14日（水）から 令和4年9月27日（火）まで
5	質疑の回答	令和4年9月28日（水）まで
6	参加資格審査	令和4年10月3日（月）予定
7	提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）の発送	令和4年10月5日（水）予定
8	提案書の提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限	令和4年10月24日（月）まで
9	提案書（要綱様式第3号）等の提出期限	令和4年10月24日（月）まで
10	評価委員会による一次審査（書類審査）	令和4年10月下旬予定
11	一次審査通過者に対する二次審査参加依頼	令和4年11月上旬予定
12	評価委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）	令和4年11月中旬予定
13	最優秀提案事業者の決定通知（要綱様式第7号）及び契約の締結	令和4年11月下旬予定

5 現地見学会

本プロポーザルへの参加に当たり、現地見学の希望がある場合は現地見学会を実施する。

(1) 現地見学会

開催日 令和4年9月24日(土)

集合場所

- ・平井小放課後児童クラブ
- ・有明小放課後児童クラブ
- ・清里小放課後児童クラブ

(2) 参加希望

参加者は1者につき2名以内とし、いずれも現地集合とする。移動手段は参加者で準備する。参加を希望する者は、令和4年9月22日(木)正午までに事務局(子育て支援課)に連絡すること。

なお、見学時間については、重複しないよう児童クラブごとに時間を設定し、事務局から参加を希望する者に連絡する。

6 参加表明について

参加表明をする者は、参加表明書(要綱様式第1号)とともに下記の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。

なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限とする。

(1) 参加表明書及び添付書類(以下「参加表明書類」という。)

ア 参加表明書(要綱様式第1号)

イ 会社概要(最新のもの、パンフレット等の使用も可)

ウ 直近年度の決算書

エ 業務実績一覧(任意様式)

平成29年度から令和3年度までの過去5年間の業務実績のうち、3(8)のいずれかの施設に係る管理運営業務を対象とする。業務実績一覧には、「発注機関名」、「業務名」、「契約金額」及び「業務の概要」を記載すること。

なお、業務実績一覧には、提案者である企業の名称を記載しないこと。

オ 業務実績関連資料

業務実績一覧に記載した業務内容が確認できる資料(契約書の写し等)を提出すること。

なお、業務実績一覧関連資料には、提案者である企業の名称を記載しないこと。

カ 納税証明書(参加表明書提出の日から3か月以内に発行された証明書

で、令和3年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの。なお、地方税については、本業務を主に担当する事業所等が所在する地方公共団体が発行するもの。）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）
- ・ 都道府県所管の法人事業税、法人住民税及びその他都道府県税の未納のない証明（写し可）
- ・ 市区町村所管の法人住民税の未納のない証明（写し可）

キ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の日から3か月以内に発行された証明書）

ク 誓約書及び役員名簿（別記様式第1号、別記様式第2号）

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本8部を次のとおり持参又は郵送により提出すること。

なお、参加表明書類は(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出事業者名を記入すること。

ア 受付期間

令和4年9月14日（水）から令和4年9月30日（金）までとする。

持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局（子育て支援課）

7 質疑について

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

令和4年9月14日（水）から令和4年9月27日（火）まで

イ 質疑の方法

本業務について質問のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「荒尾市放課後児童クラブ運営業務委託についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

なお、質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

(2) 質疑に対する回答

ア 回答予定日 令和4年9月28日（水）

イ 回答方法

回答予定日までに質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、市ホームページにて回答する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8 参加資格の審査及び提案書提出要請の通知等について

(1) 参加資格の審査及び提案書の提出要請

提出書類の内容を審査し、参加資格のある事業者に対し、令和4年10月5日（水）までに提案書提出要請通知書（要綱様式第2号）を送付する予定である。

なお、同通知のない者は、提案書を提出することはできない。

(2) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、次のとおり持参又は郵送により提出意思確認書（要綱様式第4号）を提出すること。

ア 提出期限

令和4年10月24日（月）までとする。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局（子育て支援課）

(3) 辞退届の提出

参加表明書を提出した後又は提案書提出要請通知書を受けた後に辞退する場合は、提出意思確認書（要綱様式第4号）の提出期限までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 提案書等の提出について

(1) 提出書類

提出意思確認書（要綱様式第4号）により提案の意思を示した者は、下記の書類を提出すること。

なお、添付書類には、提出者である企業の名称を記載しないこと。

ア 提案書（要綱様式第3号）1部

イ 提案事項（任意様式、枚数制限なし）正本1部、副本8部

※次の事項については必ず記載すること。

- ・ 運営方針と理念
- ・ 保育方針と保育内容
- ・ 配慮が必要な児童の対応
- ・ 児童虐待等への対応
- ・ 支援員の確保と配置
- ・ 支援員の採用基準と雇用条件
- ・ 支援員の研修計画
- ・ 事故防止策と事故発生時の対応
- ・ 衛生管理
- ・ 防災と防犯対策
- ・ 個人情報保護
- ・ 保護者との連携
- ・ 苦情対応
- ・ 学校や地域等との連携
- ・ 業務開始までのスケジュール

ウ 見積書（任意様式） 1部

※見積に係る積算内訳書を別途添付すること（任意様式）。

※見積金額の積算に当たる費用分担は、別添仕様書（別表2）のとおりとする。

※次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出すること。

- (ア) 業務名称
 - (イ) 提出者の所在地・名称・代表者名
 - (ウ) 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）
- (2) 提出期限及び提出方法

ア 提出期限

令和4年10月24日（月）までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局（子育て支援課）

10 一次審査（提案書に基づく書類審査）

提案書の提出事業者がおおむね4者を超える場合には、参加表明書類及び提案書等の内容に基づく一次審査を実施する。

なお、提案書の提出事業者が4者以下の場合には、二次審査において表2

に関する項目を併せて評価する。

(1) 審査予定時期

令和4年10月下旬予定

(2) 評価方法

評価委員会には提案者名を開示せず、表2の評価基準に基づき業務実績や実施体制について評価する。

表2 一次審査の評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実績	・業務実績をどの程度有しているか。 ・業務実績において、本業務で期待する事業成果と類似する成果をどの程度挙げているか。	10点
実施体制	本業務を遂行するための体制を整え、幅広い知識や専門的ノウハウを有する者を複数配置しているか。	10点
合計		20点

1.1 二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書の内容等について明瞭化するため、プレゼンテーションを実施する。日時等は以下のとおりとする。

なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

(1) 日時

令和4年11月中旬を予定する。正式な日時、場所及び実施方法は、改めて通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、提案書にて届け出た統括責任者及び主に担当する予定の者は必ず出席しなければならない。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね40分（説明約20分、質疑応答約20分）とする。ただし、提案者数に応じてプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(5) 評価方法

評価委員会には提案者を開示せず、表3の評価基準に基づき、実施体制

及び提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、評価する。評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、対面によるプレゼンテーションではなくリモートプレゼンテーション等に代える場合がある。

表3 二次審査の評価項目、評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
専門 技術 力	運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブの意義や児童の育成の考え方 放課後児童クラブの運営に係る業務 	10点
	育成支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童の育成支援のための方策 放課後児童クラブの充実のための方策 配慮が必要な児童の対応（アレルギー、障がい児又は虐待への対応が必要な児童等） 	20点
	支援員の体制	<ul style="list-style-type: none"> 支援員等の確保に対する方策 支援員等の配置体制 支援員等の採用基準と雇用条件 支援員等の研修計画 	20点
	安全管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 児童の事故防止及び衛生管理の対策 災害及び不審者の侵入等非常時の対策 個人情報の取扱い 	10点
	保護者との連携及び苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との連携及び信頼関係の構築 保護者からの要望又は苦情への対応 	10点
	関係機関との連携	学校及び地域との連携及び信頼関係の構築	10点
	合計		

1.2 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。荒尾市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、次の算定方式によって提案価格及び評価委員会の技術評価を基に審査を行い、最優秀提案事業者の

候補者を特定する。

なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、「専門技術力」の評価が高い提案者を上位とし、「専門技術力」の評価も同点の場合は、審査会の協議により決定する。また、提案事業者が1者の場合であっても、参加資格を満たし、提案の技術評価点数があらかじめ評価委員会が定める水準以上であれば最優秀提案事業者の候補者として特定する。

【評価点数算定式】

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術評価に係る評価点数} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い見積価格} \times 20}{\text{提案者の見積価格}}$$

市長は、上記の審査会及び評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定する。

(2) 最優秀提案事業者決定後の手続

市は、最優秀提案事業者と契約交渉を行う。

なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合には、次点の事業者と交渉を行うこととする。

(3) 審査結果等の通知及び公表

市は、審査結果を参加者全員に速やかに通知（令和4年11月下旬予定）するとともに、最優秀提案事業者を市ホームページで公表する。契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

なお、電話による問合せには一切応じない。

1.3 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語によるものとする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

市から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での

使用は厳禁とする。

(4) 虚偽の取扱い

市に提出する参加表明書、提案書等について、虚偽の記載をした場合には、当該参加表明書、提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 著作権

参加事業者が提出した提案書等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

なお、市に提出した提案書等の返却は行わない。

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

部署名 荒尾市 保健福祉部 子育て支援課
住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地
電話番号 0968-63-1417
ファックス 0968-62-2881
電子メール kosodate@city.arao.lg.jp